# 令和6年度 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の 運用状況報告書

茅ヶ崎市

## 目 次

I		情報	公開	制	度の	りあ	ら	ま	L		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	情	報公	〉開	制度	度の	し	< .	み		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	情	報公	〉開	制度	度の	内	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(1)	制度	きの	目白	勺と	基	本	的	な	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(2)	公開	一の	対象	象に	な	る	行	政	文	書		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(3)	請求	く権	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(4)	公開	義	務と	ヒ非	公	開	情	報		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(5)	費用	負	担	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(6)	審查	請	求	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(7)	指定	三管	理者	旨、	出	資	法	人	等	0)	情	報	公	開		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	市	ī政情	青報	コー	ーナ	`—	Ø,	情	報	提	供		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	4	市	ī政情	青報	01/2	公表	及	V:	提	供		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	5	情	報の	共	有		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	6	情	報生	開	制度	度の	運	用:	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		(1)	公開	請	求に	こ対	す	る	処	理	0)	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		ア	決	定	内容	学の	内	訳		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		1	請	事求	者信	主所	(D)	内	訳		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
		ウ	請	情求	の情	青報	分	野	別	内	訳		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		エ	調	閉	請习	於件	数		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		オ		一部	非仏	公開	情	報	0	内	訳		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		カ	非	公	開情	青報	(1)	内	訳		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		(2)	公開	請	求0	クー	·覧		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
		(3)	不服	身	<u>立</u> 0	り処	理	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
		(4)	情報						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
		ア	有	了償	刊彳	亍物	10)	頒	布	0)	内	訳		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
		イ	密	日	での	り主	な	情	報	提	供		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
П		個人	、情報	保	護制	訓度	<b>う</b>	あ	5	ま	し		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	25
	1	個	人情	青報	保部	隻制	度	0)	し	<	み		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	2	個	人情	青報	保証	隻制	度	0)	内	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
		(1)	個人	、情	報化	呆護	法	کے	は		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
		(2)	個人	、情	報化	呆護	法	0)	目	的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
		(3)	開示	₹,	訂工	E及	び	利	用	停	止		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
		(4)	費用	負	担	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
		(5)	審查	請	求	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
		(6)	情報	弘	開	• 個	人	情	報	保	護	審	議	会		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25

3	個人情報保護制度の運用状況・・・・・・・・・・・・・・	25
	(1) 個人情報保護法の施行状況調査に対する回答 ・・・・・・	25
	(2) 開示請求等に対する処理の状況 ・・・・・・・・・・	41
	ア 決定内容の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・	41
	イ 一部不開示情報の内訳 ・・・・・・・・・・・・・	41
	ウ 不開示情報の内訳 ・・・・・・・・・・・・・・・	42
	(3) 開示請求の一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	(4) 不服申立の処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・	45
	(5) 不服申立の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	46

#### I 情報公開制度のあらまし

#### 1 情報公開制度のしくみ

市では、公文書公開制度を昭和61年10月1日から施行してきましたが、社会情勢の変化などにより内容を見直し、情報公開制度として平成13年7月1日から施行しています。この制度に基づいて、市民の知る権利の尊重と市の説明責任を明らかにし、より一層開かれた市政を推進するために、積極的な情報提供を行っています。

市政情報コーナーでは、市の行政資料を多数取りそろえています。

また、国及び県の行政資料についても収集していますので、自由に閲覧やコピーができます。

#### 2 情報公開制度の内容

#### (1) 制度の目的と基本的な考え方

情報公開制度は、「地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市民の知る権利を尊重し、市政を市民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を定めることにより、市政に対する市民の理解を深め、もって公正で開かれた市政の推進に資する」ことを目的としています。

原則公開の精神に立って運用されていますが、プライバシーに関する情報などは非公開となる場合があります。

#### (2) 公開の対象になる行政文書

実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得したもので、文書、図画のほか、電磁的記録も含まれます。

#### (3) 請求権者

市内在住、在勤などにかかわらず、どなたでも請求できます。

#### (4) 公開義務と非公開情報

実施機関には、公開請求があったときは、非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならない義務があります。

#### 「非公開情報の概要]

- ・個人に関する情報(第1号)
- ・法人等に関する情報(第2号)
- ・審議等に関する情報 (第3号)
- ・事務等に関する情報(第4号)
- ・法令等の規定による情報(第5号)

#### (5) 費用負担

コピー代等実費を負担していただきます。 〔例〕コピー1面 10円(単色刷 A3まで)

#### (6) 審査請求

情報公開請求をした者は、実施機関の決定に不服がある場合は、審査請求ができます。 救済機関である情報公開・個人情報保護審査会は、実施機関の決定が妥当であったかどう かを公正な立場で審査します。

#### (7) 指定管理者、出資法人等の情報公開

平成17年10月に指定管理者の情報公開の規定を設け、出資法人等とともに、情報公開制度の充実を図っています。

#### 3 市政情報コーナーの情報提供

市政情報コーナーでは、自由に閲覧やコピーができる資料を数多く取りそろえています。貸出しや有償頒布ができる資料もあります。

#### 4 市政情報の公表及び提供

平成20年4月1日から「市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」に基づき、市が 策定する重要かつ基本的な計画等の概要や進捗状況、条例の制定又は改廃に関する情報の一 覧表を市のホームページに掲載しています。

#### 5 情報の共有

平成22年4月1日から施行された「茅ヶ崎市自治基本条例」に基づき市は、市政に関する情報について市民と共有を図るため、分かりやすく容易に、かつ等しく情報提供をするよう努めています。

## 6 情報公開制度の運用状況

## (1) 公開請求に対する処理の状況

ア 決定内容の内訳 (5年間の推移)

(単位:件)

年 度	請求	公 開	一部公開	非公開
令和2年度	70	43	20	7
令和3年度	104	41	59	4
令和4年度	101	23	65	13
令和5年度	71	16	47	8
令和6年度	71	19	44	8

<sup>※</sup> 文書不存在は、非公開に含まれています。

#### イ 請求者住所の内訳

<都道府県別内訳>

者	『 道	府 県	: 名	人	数
	神奈	<b>III</b>	県		48
	東	京	都		18
	愛	知	県		2
	愛	媛	県		1
	畄	Щ	県		-
	大	阪	府		2
	大	分	県		_
	埼	玉	県		-
	千	葉	県		_
	台	計			71

#### <神奈川県内の市町村別内訳>

市	町 村	名	人数
茅	ケー崎	市	41
藤	沢	市	-
平	塚	市	1
海	老名	市	_
厚	木	市	_
Л	崎	市	_
秦	野	市	_
大	和	市	-
寒	Ш	町	2
小	田原	市	_
座	間	市	_
鎌	倉	市	1
横	浜	市	_
相	模 原	市	3
	合 計		48

## ウ 請求の情報分野別内訳

	分	野		件	数
都	市	基	盤		14
文			化		5
市	政	_	般		29
防	災	防	犯		6
社	会	福	祉		1
環			境		2
議			会		-
保赁	ま衛 生	ŧ• B	医療		4
消	費	生	活		-
選			挙		-
監			查		1
財			政	 	3
教			育		7
	合	計			71

## 工 課別請求件数

(単位:件)

課名	請求	公 開	一部公開	非公開
	<b>詞</b> 水	公 用	一司公用	<u> か                                   </u>
行政総務課			_	
職員課	_	_	_	_
文書法務課	_	_	_	_
財政課	_	_	_	_
資産経営課	6	2	3	1
契約検査課	2	1	1	_
秘書課	2	_	2	-
総合政策課	1	_	1	_
行政改革推進課	_	_	_	_
広報シティプロモーション課	_	_	_	_
デジタル推進課	_	_	_	_
市民自治推進課	1	1	_	_
防災対策課	1	_	1	-
安全対策課	2	_	2	
市民相談課	_	_	_	_
市民課	_	_	_	_
小出支所	1	_	1	_
収納課	1	_	1	-
市民税課	2	_	_	2
資産税課	_	_	_	_
産業観光課	6	2	4	_
農業水産課	2	_	2	_
拠点整備課	_	_	_	_
文化推進課	_	_	_	_
スポーツ推進課	2	_	2	_
多様性社会推進課		_		_
地域福祉課	_	_	_	_
保険年金課	_	_	_	_
生活支援課	_	_	_	_
障がい福祉課	1	_	1	_
高齢福祉課	_	_	_	_
介護保険課	1	_	1	_
こども政策課	1	1		_
こども育成相談課			_	_
保育課	_	_	_	_
環境政策課		_	_	_
環境保全課	_	_	_	
資源循環課				
	_			
環境事業センター				
都市計画課	_	_		
都市政策課	_	-	1	
景観みどり課	2	1	1	
建築指導課	3	_	_	3
開発審査課	2	-	2	_
建設総務課	2	2	_	_
道路管理課	1	_	1	_
道路建設課	_	_	_	_

公園緑地課	2	1	1	_
建築課	1	_	1	_
下水道河川総務課	_	_	_	_
下水道河川建設課	_	_	_	_
下水道河川管理課	1	1	_	_
保健企画課	_	_	_	_
地域保健課	3	_	1	2
保健予防課	_	_	_	_
衛生課	_	_	_	_
健康増進課	_	_	_	_
病院総務課	2	_	2	_
医事課	_	_	_	_
病院経営企画課	_	_	_	_
消防総務課	_	_	_	_
予防課	2	2	_	_
警防救命課	1	_	1	-
指令情報課	_	_	_	_
消防指導課	4	_	4	_
警備第一・第二課	_	_	_	_
議会事務局	_	_	_	_
選挙管理委員会事務局	_	_	_	_
監査事務局	_	_		_
農業委員会事務局	_	_	_	_
教育総務課	2	1	1	_
教育施設課	5	1	4	_
学務課	1	1	_	_
学校教育指導課	3	1	2	_
教育センター	_	_	_	_
社会教育課	_	_	_	_
青少年課	2	1	1	_
体験学習センター	_	_	_	_
図書館	_	_	_	_
合 計	71	19	44	8

## オ 一部非公開情報の内訳

条例第5条	一部非公開情報	件数
1号	個人に関する情報	25
2号	法人等に関する情報	19
3 号	審議等に関する情報	_
4号	事務等に関する情報	2
5 号	法令の規定による情報	_
-	一部不存在	5

<sup>※</sup> 複数の非公開情報の項目に該当することがあるため、一部公開の件数とは一致しません。

## カ 非公開情報の内訳

条例第5条	非公開情報	件数
1号	個人に関する情報	1
2号	法人等に関する情報	1
3号	審議等に関する情報	_
4号	事務等に関する情報	_
5号	法令の規定による情報	_
条例第8条	存否に関する情報	-
-	不 存 在	7

## (2) 公開請求の一覧

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
1	R6. 4. 3	茅ヶ崎市開発事業指導要綱の策定経緯が分かる文 書、関係する覚書、要綱	開発審査課	一部	不存在	R6. 4. 9
2	R6. 4. 12	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の茅ヶ崎火葬場利用した個人の住所並びに葬祭業者名の情報提供	小出支所	一部	1号	R6. 5. 17
3	R6. 4. 16	香川小学校耐震改修工事(建築)工事 ※北棟 ・案内図・配置図 ・1~R階平面図・建具キープラン 香川小学校校舎棟増築(建築)工事 ・案内図・配置図 ・敷地求積図 ・1~R階:校舎 配置平面図(改修) 香川小学校南棟西側校舎大規模改修(建築)工事 ・付近見取図・配置図 ・1~4階平面(改修)図 ・R階平面(既存・撤去)(改修)図 香川小学校南棟東側校舎大規模改修(建築)工事 ・付近見取図・配置図 ・1~4階平面(改修)図 香川小学校南棟東側校舎大規模改修(建築)工事 ・付近見取図・配置図 ・1~4階平面(改修)図 香川小学校屋内運動場棟耐震改修工事 ・配置図・面積票・外部仕上表 ・改修後 1,2 階平面図	教育施設課	一部	1号	R6. 4. 19
4	R6. 4. 19	教育施設課長名で小和田小学校体育館施設開放運営委員会宛に出した通知文	教育施設課	一部	1号	R6. 5. 2
5	R6. 4. 30	令和5年度に供用開始された市道の告示文書	建設総務課	公開	-	R6. 5. 15
6	R6. 5. 7	特定の事案に係る茅ヶ崎市保健所管内における歯科 診療所に対する調査・報告に関する資料一式の開示 請求	地域保健課	非公開	1号2号	R6. 5. 21
7	R6. 5. 10	市役所前広場に設置された加山雄三銅像の設置に至 る経緯が分かる文書と設置を許可した文書に関する もの	景観みどり課	公開	-	R6. 5. 16
8	R6. 5. 10	市役所前広場に設置された加山雄三銅像の設置に至 る経緯が分かる文書と設置を許可した文書に関する もの	資産経営課	公開	-	R6. 5. 21
9	R6. 5. 10	市役所前広場に設置された加山雄三銅像の設置に至る経緯が分かる文書と設置を許可した文書に関する もの	産業観光課	公開	-	R6. 5. 21
10	R6. 5. 11	茅ヶ崎市に提出された法人設立接地届出書(第1号様式、税務署・県税事務所から回付されたものを含む)のうち、特定の法人のもの	市民税課	非公開	不存在	R6. 5. 13
11	R6. 5. 13	市道の道路パトロール実施に関する規約及びパトロール結果報告書。特定の市道で発生した転倒事故にかかるもの	道路管理課	一部	1号	R6. 5. 27
12	R6. 5. 22	介護職員等処遇改善加算 令和6年度計画書	介護保険課	一部	-	R6. 6. 4
13	R6. 6. 10	令和5年度観光協会への補助金についての申請と報告 に関する書類一式	産業観光課	一部	1号	R6. 6. 24

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
14		①令和5年度ホノルル姉妹都市交流委員会委託の委 託契約書と報告書 ②青少年交流事業委託の委託契約書と報告書	秘書課	一部	1号	R6. 6. 20
15	R6. 6. 10	令和5年度ホノルル姉妹都市に関する補助金の申請 と報告に関する書類一式	秘書課	一部	1号 2号	R6. 6. 20
16	R6. 6. 19	①2024年6月15日JCI茅ヶ崎魅力祭で茅ヶ崎中央公園の使用許可についての資料一式 ②2024年アロハマーケットで茅ヶ崎公園の使用許可についての資料一式	公園緑地課	公開	-	R6. 6. 25
17		特定の開発行為について茅ヶ崎市が許可した際の道 路管理課、安全対策課(生活安全課 茅ヶ崎警察 署)の意見のすべて	開発審査課	一部	不存在	R6. 6. 10
18	R6. 6. 19	茅ヶ崎カフェの経営形態や茅ヶ崎エフエムとの関係 性、地域貢献施設にカフェをオープンする経緯の分かる文書	資産経営課	一部	2号	R6. 7. 2
19		建築基準法42条2項道路のセットバックについて 問い合わせした時(約10~20年前)の全ての情報	建築指導課	非公開	不存在	R6. 7. 24
20	R6. 7. 11	市内一部区域の道路と水路との境界が確認できる全 ての情報	建設総務課	公開	-	R6. 7. 19
21	R6. 7. 11	市内一部区域の建築基準法42条2項道路のセット バックに関連するすべての情報	建築指導課	非公開	不存在	R6. 7. 24
22	R6. 7. 11	特定の土地が道路の境界線より4mの位置付けに セットバックしなければならなくなった経緯の全て 情報	建築指導課	非公開	不存在	R6. 7. 24
23	R6. 7. 18	あすなろ教室の建築図(配置、平面、立面)	教育施設課	一部	1号	R6. 7. 26
24		市で契約する市の施設(市役所庁舎、保育園、学校)と市立病院の火災保険、地震保険の補償対象のわかるもの(一部対象外あり) 民間の保険会社、共済を含む現在契約中の最新の証券の写し。	教育施設課	一部	2号	R6. 8. 7
25		市で契約する市の施設(市役所庁舎、保育園、学校)と市立病院の火災保険、地震保険の補償対象のわかるもの(一部対象外あり) 民間の保険会社、共済を含む現在契約中の最新の証券の写し。	病院総務課	一部	2号	R6. 8. 6

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
26	R6. 7. 24	市で契約する市の施設(市役所庁舎、保育園、学校)と市立病院の火災保険、地震保険の補償対象のわかるもの(一部対象外あり) 民間の保険会社、共済を含む現在契約中の最新の証券の写し。	資産経営課	一部	2号	R6. 8. 7
27	R6. 7. 25	令和6年1月31日付の変更申請時に掲示された令和5年 6月30日の東横インと茅ヶ崎エフエムの「定期建物賃 借契約書」	資産経営課	非公開	不存在	R6. 8. 8
28	R6. 7. 25	令和6年1月31日付の変更承諾申請書に係る決裁文書 一式	資産経営課	公開	-	R6. 8. 8
29	R6. 8. 1	特定のイベントに関する許認可に係る決裁文書及び 特定イベントの主催者との連絡又は調整(許認可に 係る事前協議を含む。)内容を示した行政文書(当 該行政文書が起案文書の一部を構成する場合にあっ ては、当該起案文書の全体)	産業観光課	一部	1号	R6. 8. 14
30	R6. 8. 1	特定のイベントに関する許認可に係る決裁文書及び 特定イベントの主催者との連絡又は調整(許認可に 係る事前協議を含む。)内容を示した行政文書(当 該行政文書が起案文書の一部を構成する場合にあっ ては、当該起案文書の全体)	農業水産課	一部	不存在	R6. 8. 15
31	R6. 8. 2	グループホームに関して自立支援協議会における評価を受けた経緯が分かる文書	障がい福祉課	一部	2号	R6. 8. 13
32	R6. 8. 6	令和3年6月1日から12月31日の間に茅ヶ崎市が収受した法人設立届出書のうち、特定の条件に合致するもの	市民税課	非公開	不存在	R6. 8. 7
33	R6. 8. 19	土地賃貸契約書(特定の令和6年4月1日の長期継続契 約)	警防救命課	一部	2号	R6. 8. 26
34	R6. 8. 22	ガス給湯器について市がメーカーに茅ヶ崎市火災予 防条例の適用に関する照会を行ったときの照会文と 回答文	予防課	公開	_	R6. 9. 2
35	R6. 8. 23	①茅ヶ崎市が、市民(原告)に対し、裁判により確定した損害賠償金を支出する際に、運用ではなく、公式ルールとして適用させる法令②茅ヶ崎市が、市民(原告)に対し、裁判により確定した損害賠償金を支出する際に、運用ではなく、公式ルールとして適用される市規則③茅ヶ崎市は、口座振替の開始時期について①運用の変更を客観的に証明する行政文書、又は②運用による行政を否定し、法令、市規則に則って収納行政を行うよう決定、通知する意思決定文書	収納課	一部	不存在	R6. 9. 5
36	R6. 8. 17	2024年度の教育委員会の内、全教科の教科書採択を 審議・決定した日(7月30日)の録音	教育総務課	公開	-	R6. 8. 30

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
37	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	地域保健課	一部	1号2号	R6. 9. 2
38	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	下水道河川管理課	公開	-	R6. 8. 23
39	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	建築課	一部	2号	R6. 8. 26
40	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	こども政策課	公開	ı	R6. 8. 28
41	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	農業水産課	一部	1号2号	R6. 8. 23
42	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	安全対策課	一部	1号2号	R6. 8. 30
43	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	市民自治推進課	公開	-	R6. 8. 28
44	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	青少年課	公開	-	R6. 8. 27
45	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	学校教育指導課	公開	-	R6. 8. 26
46	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	学務課	公開	-	R6. 8. 28

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
47	R6. 8. 21	市長が令和6年度に締結した損害保険契約(損害保険、賠償責任保険等)のうち保険料が10万円以上の契約の補償内容がわかる保険証券、明細書などの写し(ただし自動車保険、市長会賠償保険、共済を除き、補償内容の記載してある面のみ)	教育施設課	公開	-	R6. 8. 27
48	R6. 9. 20	茅ヶ崎市立小学校での性被害にあった件について学校と教育委員会がどのような対応を取ってきたか経緯の分かる文書すべて。	学校教育指導課	一部	1号2号	R6. 10. 4
49	R6. 9. 18	茅ヶ崎市立小学校での性被害にあった件に関して特定報道機関に回答した内容の作成経緯に係る一切の文書(電話応答のメモ、小学校と教育委員会のやりとり等を含む。)	学校教育指導課	一部	1号2号	R6. 10. 2
50	R6. 9. 9	令和2年9月1日以降の茅ヶ崎ゴルフ場に関する神奈川 県、茅ヶ崎市、土地所有者、事業者などの議事録	総合政策課	一部	1号2号	R6. 10. 23
51	R6. 10. 4	後援申請したことに関する次の文書 ①本件に関る課内審議の記録すべて ②本件に関わるその他一切の資料 ③後援申請依頼書への市民安全部の方針と対応	防災対策課	一部	1号	R6. 10. 18
52	R6. 10. 7	茅ヶ崎市消防本部の管轄地域における、消防法施行令別表第一(一)~(二○)に該当する防火対象物の、所在地、対象物名称、用途(項分類)の情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの。ただし、電磁的記録が不在の場合は電磁的記録でないものを含む。	予防課	公開	ı	R6. 10. 17
53	R6. 10. 31	海風テラスの指定管理者に係る協定書及び委託金の 算定根拠について次の文書 ①令和6年度協議書 ②令和6年度指定管理者からの提案書中の収支計画に 係る部分協定書の委託金と収支計画に係る金額が相 違するときはその理由等	青少年課	一部	2号	R6. 11. 13
54	R6. 10. 30	TAC茅ヶ崎市屋内温水プールの指定管理者の協定で委託金の金額及び算定の基礎となる明細書 ①令和6年度協定書 ②令和6年度指定管理者からの提案書中収書計画の部分 ③協定書金額と提案に係る金額が相違するときはその差額が分かる書類	スポーツ推進課	一部	2号	R6. 11. 11
55	R6. 10. 30	茅ヶ崎市勤労市民会館の指定管理者の協定で委託金の金額及び算定の基礎となる明細書 ①令和6年度協定書 ②令和6年度指定管理者からの提案書中収書計画の部分 ③協定書金額と提案に係る金額が相違するときはその差額が分かる書類	産業観光課	一部	2号	R6. 11. 11

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
56	R6. 10. 24	令和6年1月31日付「変更承諾申請書」について、東 横インと観光協会が賃貸借契約を締結することを想 定していたいう事実が記されている文書。賃貸借契 約締結の事業者が茅ヶ崎エフエムになった時期が分 かる文書	資産経営課	一部	2号	R6. 11. 7
57	R6. 11. 7	①令和5年度における医療情報システム機器更新業務委託について入札又は随契などの結果がわかるもの②協和医科器械が請負った委託について入札又は随契などの結果がわかるもの及び委託契約書③医療機器の購入のうち、放射線治療システム一式及び内視鏡手術支援ロボットについて入札又は随契などの結果がわかるもの	病院総務課	一部	2号	R6. 11. 21
58	R6. 11. 27	①令和6年度茅ヶ崎市予算説明資料 (P.34 委託料内 訳記載ページ) ②第4回自然環境評価調査 (再調査)業務委託に関す るプロポーザルにかかる市公表資料一式 (受注者記 入用様式を除く) ③第4回自然環境評価調査 (再調査)業務委託に関す るプロポーザル応募者資料一式 (企画提案書・実力 書) ④第4回自然環境評価調査 (再調査)業務委託 契約 書表紙 ⑤令和5年度 一般会計特別会計決算書及び附属書類 (緑のまちづくり基金残高記載ページ)	景観みどり課	一部	1号 2号	R6. 12. 11
59	R6. 12. 27	茅ヶ崎市スマートウェルネスパーク株式会社 ①令和4年度及び令和5年度の決算書 ②令和4年度及び令和5年度の業務報告書 ③柳島スポーツ公園総合競技場の運営業務及び修繕業務に係る令和4年度及び令和5年度の委託料金 ④柳島スポーツ公園整備事業契約書 7,487,584,416の内、茅ヶ崎市の借入金総額及び割賦金返済契約書 ⑤上記割賦金返済金は変動金利又固定金利で何%セントに金利で茅ヶ崎市は借入したのか。	スポーツ推進課	一部	1号 2号 不存在	R7. 1. 9

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
60	R7. 1. 16	①過去10年間に医療法その他いわあることにという。 別に抵触し又は抵触するお行う過程で作成とことは 関連して、口頭による行う過程で作成とことは 関連して、自動者等の原則に抵触して、は 場合、当該行政指導を行う過程で作成となる 場合、当該行政指導を行う過程の原則に抵触して、は を行う過去10年間、ことにといる を行う過程で作成とは ののは あることにといる。 ののは ののは ののは ののは ののに ののに ののに ののに	地域保健課	非公開	不存在	R7. 1. 22
61	R7. 1. 8	特定の火災報告書のうち火災調査書、火災原因判定 書、実況見分調書、質問調書、口述書、火災損害申 告書、火災損害額算定書	消防指導課	一部	1号2号	R7. 1. 22
62	R7. 1. 14	特定の火災報告書のうち火災調査書、火災原因判定 書	消防指導課	一部	1号2号	R7. 1. 22
63	R7. 1. 17	特定の火災報告書のうち火災出動時における見分調書、建物図面関係一式、工場内物品配置図、詳細図、立面図、記録写真の撮影位置図、記録写真、鑑識見分調書、実験結果書(第1回)、実験結果書(第2回)、実験結果書(第3回)	消防指導課	一部	1号2号	R7. 1. 29
64	R7. 1. 28	令和6年4月、令和5年4月 公共工事積算時に使用する市上独自で調査した設計 単価一覧表(コード、単価、単価根拠が記載された 資料)	契約検査課	公開	-	R7. 2. 6
65	R7. 2. 5	特定の火災報告書のうち実況見分調書。鑑識見分調書、質問調書、口述書、建物図面関係一式、工場内物品配置図、詳細書、立面図	消防指導課	一部	1号2号	R7. 2. 17
66	R7. 1. 22	茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会の議事録	産業観光課	一部	4号	R7. 3. 5
67	R7. 3. 18	清水谷の木道のかけ替えについて、経緯の分かる文 書・資料(打合せ記録・設計図・積算書・入札書類 一式)	契約検査課	一部	4号	R7. 3. 25
68	R7. 3. 18	①清水谷特別緑地保全地区木道改修工事について経 緯の分かる資料一式(打合せ記録、設計図、積算 書、入札書類一式)	公園緑地課	一部	1号	R7. 3. 27

No.	請求日	行政文書の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
69	R7. 3. 17	特定事件への市教育委対応に関する教育委員各位へ の公開質問に対する回答に関する決裁の経過の一斉 に関するもの	教育総務課	一部	1号	R7. 3. 28
70		柳島ポンプ場に道の駅専用の駐車場を作るに至る経 緯の分かる文書、資料、裁決書	産業観光課	公開	ı	R7. 3. 31
71	R7. 3. 26	菱沼南部自治会から提出された防犯灯移設に関する 要望	安全対策課	一部	1号	R7. 4. 1

## (3) 不服申立の処理状況

(単位:件)

年度	請求		(単位:件) 取下げ
平成4年度	1	1	_
平成5年度	1	1	_
平成6年度	5		_
平成7年度	_	5	_
平成8年度	_	_	_
平成9年度	1	_	_
平成10年度	1	2	_
平成11年度	_	_	_
平成12年度	_	_	_
平成13年度	_	_	_
平成14年度	_	_	_
平成15年度	_	_	_
平成16年度	4	_	1
平成17年度	_	3	_
平成18年度	2	2	_
平成19年度	1	1	_
平成20年度	1	1	_
平成21年度	_	_	_
平成22年度	4	_	_
平成23年度	2	5	ı
平成24年度	_	1	_
平成25年度	7	ı	-
平成26年度	2	9	_
平成27年度	1	_	_
平成28年度	5	1	1
平成29年度	7	_	1
平成30年度	2	5	_
令和元年度	_	6	_
令和2年度	1	1	_
令和3年度	1	2	_
令和4年度	2	2	-
令和5年度	2	2	-
令和6年度	2	1	_
	55	51	3

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立 年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
4-1	H4. 5. 6	平成元年度、平成2年度特別職員報酬等審議 会議事録	H4. 5. 6	市長	一部公開 1 号 4 号	Н4. 7. 4	H4. 7. 10	Н5. 3. 9	市長の判断は妥当	Н5. 3. 26	答申どおり (棄却)
5-1	Н5. 2. 2	高校入試時提出の内申書	Н5. 2. 16	教育委員会	非公開 1号	Н5. 4. 7	Н5. 4. 27	Н5. 9. 28	教育委員会の判断 は妥当	Н5. 10. 27	答申どおり (棄却)
6-1	Н6. 4. 19	自治会運営交付金各自治会収支報告、領収書 等平成3~5年度	Н6. 4. 28	市長	一部公開 3号	Н6. 5. 9	Н6. 5. 13	H7. 5. 22	市長の判断は妥当	Н7. 6. 7	答申どおり (棄却)
6-2	Н6. 4. 19	各自治会会則	H6.5.13 (延長)	市長	非公開 3号	H6. 5. 23	Н6. 5. 26	H7. 5. 22	市長の判断は妥当	Н7. 6. 7	答申どおり (棄却)
6-3	Н6. 4. 19	自主防災組織運営補助金各補助金支出先収支 報告書及び領収書等会則平成3~5年度	H6.5.12 (延長)	市長	非公開 3号	Н6. 5. 23	Н6. 5. 27	H7. 5. 22	市長の判断は妥当	Н7. 6. 8	答申どおり (棄却)
6-4	Н6. 4. 6	議長交際費、支出に係る伝票 平成元~5年 度	H6. 4. 26 (延長)	議会	非公開 1 号	Н6. 6. 10	Н6. 6. 13	H7. 5. 22	議会の判断は妥当	Н7. 6. 8	答申どおり (棄却)
6-5	Н7. 1. 31	固定資産税・都市計画税に関する市内各病院 の減免について 平成6年度	Н7. 2. 7	市長	非公開 7号	Н7. 2. 7	Н7. 2. 9	Н7. 7. 25	市長の判断は妥当	H7. 8. 2	答申どおり (棄却)
9-1	Н. 9. 2. 12	茅ヶ崎市清掃事業所の焼却灰の自区域外搬出 先での処理状態	Н9. 2. 26	市長	非公開 5号	Н9. 4. 25	Н9. 6. 13	H10. 8. 17	公開が妥当	H10. 9. 21	答申どおり (容認)
10-1	H10. 4. 28	市長あての「防災倉庫」設置についての要望 書(特定日付のもの)	Н10. 5. 7	市長	非公開 1号	H10. 5. 27	H10. 6. 9	H10. 11. 18	市長の判断は妥当	H10. 12. 21	答申どおり (棄却)
16-1	H17. 1. 4	(仮称) 南湖院記念公園協議会会議録第1回 ~第5回	H17. 1. 21	市長	一部公開 1 号 2 号	H17. 2. 1	H17. 2. 4	H17. 6. 8	市長の判断は妥当	H17. 6. 20	答申どおり (棄却)
16-2	H17. 1. 1	自然環境評価調査事業に関する企画提案資料 等	Н17. 1. 27	市長	非公開 2号	H17. 1. 31	H17. 2. 8	H17. 9. 20	一部公開が妥当	H17. 10. 13	答申どおり (容認)
16-3	H17. 1. 3	平成15年度及び16年度に自然環境評価調 査事業で受託業者が関係者に支払った費用	H17. 2. 10	市長	不存在	H17. 2. 21	H17. 3. 7	H17. 9. 20	市長の判断は妥当	H17. 10. 13	答申どおり (棄却)
18-1	H18. 5. 16	受託事業者が茅ヶ崎市自然環境評価調査事業 に関して茅ヶ崎市に提出し、不服申立てして 出てきた企画提案書などの資料のタイトル、 目次、その他の部分	H18. 5. 30	市長	一部公開 1 号	H18. 6. 6	H18. 6. 14	H18. 9. 13	市長の判断は妥当	H18. 10. 6	答申どおり (棄却)
18-2	H18. 7. 26	茅ヶ崎市自然環境評価調査におけるGIS データ	H18. 8. 9	市長	不存在	H18. 8. 10	H18. 8. 15	H18. 10. 25	市長の判断は妥当	H18. 11. 8	答申どおり (棄却)

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立 年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
19-1	Н19. 5. 8	受託事業者から提出された茅ヶ崎市自然環境 評価調査業務企画提案書及びプレゼンテー ション書類、実力書	Н19. 5. 21	市長	一部公開 1 号	H19. 5. 24	H19. 6. 14	H19. 9. 19	市長の判断は妥当	H19. 10. 16	答申どおり (棄却)
20-1		平成20年8月28日付け20茅都計第75 号で諮問された「昭和46年3月26日付神 奈川県知事告示第287号「茅ヶ崎都市計画 堤地区土地区画整理事業の決定」に係る関係 図書(縦覧に供した法定図書)」	H20.8.8	市長	不存在	H20. 8. 18	H20. 8. 28	H20. 12. 11	市長の判断は妥当	H21. 1. 16	答申どおり (棄却)
22-1	H22. 9. 7	障害者自立支援法に係る自立支援医療精神通院意見書のうち、平成21年度中に収受した平塚、茅ヶ崎、藤沢の医療機関が作成したものの中で、主たる障害名、従たる障害名、処方、作成医師名、作成医療機関名、作成医療機関所在地	H22. 9. 21	市長	非公開 1号	H22. 9. 22	H22. 10. 8	Н23. 8. 17	市長の判断は妥当	Н23. 8. 31	答申どおり (棄却)
22-2	H22. 9. 13	特定医療機関のレセプトのうち、請求先が保持する6月診療分の一切。但し、傷病名及び 保険数	H22. 9. 27	市長	非公開 1号	H22. 9. 29	H22. 10. 8	H23. 8. 17	市長の判断は妥当	H23. 8. 31	答申どおり (棄却)
22-3	П22. 9. 13	高齢福祉介護課地域支援担当の所有する特定 法人と茅ヶ崎市との随契に係る実績報告書、 見積書、領収書、契約に係る書類一切(随契 理由書を含む)	H22. 9. 27	市長	一部公開 1 号	H22. 10. 1	H22. 10. 13	Н23. 8. 17	市長の判断は妥当	H23. 8. 31	答申どおり (棄却)
22-4	Н23. 1. 18	昭和60年7月堤地区土地区画整理事業の換地処分の公告時点における法定図書:茅ヶ崎都市計画事業堤地区土地区画整理事業施行地域(施行地区)位置図及び施行区域(施行地区)区域図	H23. 2. 1	市長	不存在	Н23. 3. 30	Н23. 4. 5	Н23. 8. 9	市長の判断は妥当	H23. 8. 23	答申どおり (棄却)
23-1	H23. 6. 10	高齢福祉介護課が請求日現在保有する介護認定に係る主治医意見書の初回申請分一切のうち、性別、年齢、医師氏名、医療機関名、医療機関所在地、診断名、投薬内容	Н23. 6. 23	市長	非公開 1 号	H23. 6. 24	Н23. 7. 14	H23. 12. 28	一部公開が妥当	H24. 1. 11	答申に沿わず(棄却)
23-2	H23. 9. 28	平成23年度第4回茅ヶ崎市環境審議会会議録(録音データ)	H23. 10. 12	市長	非公開 3条3号	H23. 11. 29	H23. 12. 6	H24. 8. 30	却下	H24. 9. 11	答申どおり (棄却)
25-1	H25. 11. 18	平成元年度、職員の懲戒処分に関し、記者へ資料提供していない被処分者の氏名、職名、職務の級号給、所属、性別、生年月日、住所、電話番号、役職、発生年月日、処分対象内容、処分年月日、処分內容、根拠法令、処分の種類及び程度のわかる文書	Н25. 11. 29	市長	不存在	Н26. 1. 23	H26. 2. 7	H26. 11. 5	市長の判断は妥当	H26. 11. 28	答申どおり (棄却)

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立 年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
25-2		平成元年度、生活保護の申請をし、「救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施設・宿泊提供施設に入所した人の氏名、性別、年齢、生年月日、干支、住所、連絡先の電話番号、保護台帳」のわかる文書	Н25. 11. 29	市長	不存在	H26. 1. 23	Н26. 2. 7	H26. 11. 5	市長の判断は妥当	H26. 11. 28	答申どおり (棄却)
25-3	H25. 11. 18	平成元年度、茅ヶ崎市議会モニターの氏名、 性別、生年月日、住所、電話番号、モニター 活動年月日、モニター報酬額のわかる文書	H25. 11. 29	議会	不存在	Н26. 1. 31	H26. 2. 14	Н26. 11. 5	議会の判断は妥当	H26. 11. 28	答申どおり (棄却)
26-1	H26. 1. 31	平成2年度、職員の懲戒処分に関し、記者へ資料提供していない被処分者の氏名、職名、職務の級号給、所属、性別、生年月日、住所、電話番号、役職、発生年月日、処分対象内容、処分年月日、処分内容、根拠法令、処分の種類及び程度のわかる文書	H26. 2. 14	市長	不存在	H26. 3. 24	H26. 4. 7	H26. 11. 5	市長の判断は妥当	H26. 11. 28	答申どおり (棄却)
26-2		平成2年度、生活保護の申請をし、「救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施設・宿泊提供施設に入所した人の氏名、性別、年齢、生年月日、干支、住所、連絡先の電話番号、保護台帳」のわかる文書	H26. 2. 12	市長	不存在	H26. 3. 24	H26. 4. 7	H26. 11. 5	市長の判断は妥当	H26. 11. 28	答申どおり (棄却)
26-3	Н26. 1. 31	平成元年度、公職選挙法第11条「選挙権及 び被選挙権を有しない者」の氏名、理由のわ かる文書	H26. 2. 14	選挙管理 委員会	非公開 1号	H26. 3. 24	H26. 4. 7	H26. 11. 5	選挙管理委員会の 判断は妥当	H26. 11. 28	答申どおり (棄却)
26-4	H26. 1. 31	平成元年度の茅ヶ崎市議会の使途不明金の内 容がわかる文書	H26. 2. 14	議会	不存在	H26. 4. 3	H26. 4. 17	H26. 11. 5	議会の判断は妥当	H26. 11. 28	答申どおり (棄却)
26-5	H25. 11. 18	平成元年度、不審者情報一覧のわかる文書中の「報告学校名、報告者、発生年月日、発生曜日、発生時刻、発生場所、わいせつ内容または発生事項、学年、性別、氏名、生年月日、不審者の人相・特徴、不審者の車種と車両ナンバー」のわかる文書	Н25. 11. 29	教育委員会	不存在	H26. 1. 31	H26. 6. 19	H26. 11. 5	教育委員会の判断 は妥当	H26. 11. 28	答申どおり (棄却)
26-6	H26. 1. 31	平成2年度、不審者情報一覧のわかる文書中の「報告学校名、報告者、発生年月日、発生曜日、発生時刻、発生場所、わいせつ内容または発生事項、学年、性別、氏名、生年月日のわかる文書	H26. 2. 14	教育委員会	不存在	H26. 4. 3	H26. 6. 19	H26. 11. 5	教育委員会の判断は妥当	H26. 11. 28	答申どおり (棄却)

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立 年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
27-1	H27. 10. 5	(仮称)柳島スポーツ公園整備事業PFI事業 者選定委員会の提案評価調書(個別採点表) 及び打合せ議事録	H27. 10. 19	市長	一部公開 1 号 3 号	H27. 10. 21	H27. 10. 26	H28. 9. 27	市長の判断は妥当	H28. 10. 6	答申どおり (棄却)
28-1	H28. 9. 26	平成28年度茅ヶ崎市自治基本条例検証に係る学識経験者の意見聴取の録音データ	H28. 9. 30	市長	不存在	H28. 10. 13	H28. 12. 7	Н30. 4. 4	市長の判断は妥当	Н30. 5. 10	答申どおり (棄却)
28-2	H28. 10. 24	「特定施設利活用に関する事業者選定評価委員会議事録概要」に対し、神奈川県から茅ヶ崎市に確認を求められた経過が検証できる一切の文書	Н28. 11. 7	市長	一部公開 1号 2号 4号	H28. 11. 10	H29. 1. 23	Н30. 8. 28	非公開とした部分 の一部公開が妥当	Н30. 11. 20	答申どおり (一部公 開)
28-3	Н29. 1. 23	平成28年度第3回情報公開・個人情報保護 審査会の会議録	H29. 2. 6	市長	一部公開 4号	H29. 2. 20	H29. 7. 10	Н30. 8. 21	非公開とした部分 の一部公開が妥当	Н30. 9. 21	答申どおり (一部公 開)
28-4	Н29. 1. 30	平成28年度第3回情報公開・個人情報保護 審査会の会議録	H29. 2. 6	市長	一部公開 4号	H29. 2. 27	H29. 7. 10	Н30. 8. 21	非公開とした部分 の一部公開が妥当	Н30. 9. 21	答申どおり (一部公 開)
29-1	Н29. 5. 26	特別支援学級増設検討委員会(学校教育指導 課所管)の過去の会議資料及び会議録	H29. 6. 8	教育委員会	一部公開 1号	H29. 6. 19	H29. 9. 15	Н31. 1. 29	教育委員会の判断 は妥当	Н31.3.8	答申どおり (棄却)
29-2	Н29.7.3	柳島スポーツ公園整備事業 P F I 事業者選定 委員会の議事録、摘録	Н29.7.6	市長	一部公開 1 号 不存在	Н29. 7. 25	Н30. 9. 3	R1. 5. 24	市長の判断は妥当	R1. 6. 14	答申どおり (棄却)
29-3	Н29. 7. 14	新制度になってからの情報公開・個人情報保 護審査会における口頭意見陳述記録	H29. 7. 25	市長	一部公開 1 号 4 号	H29. 7. 31	Н30. 1. 17	R1. 7. 22	市長の判断は妥当	R1. 6. 19	答申どおり (棄却)
29-4	Н29. 7. 31	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会口頭 意見陳述聴取結果記録書に係る審査請求書・ 弁明書・反論書及び意見書(特定日付のも の)	H29. 8. 14	市長	一部公開 1 号 4 号	H29. 8. 17	Н30. 1. 17	H31. 4. 10	市長の判断は妥当	R1. 5. 14	答申どおり (棄却)
29-5	H29. 11. 9	茅ヶ崎公園の複合施設建設に伴うテニスコート移設が決定されるまでの段階で市とテニス協会(及び関係団体)が協議した議事録とその資料	H29. 11. 21	市長	不存在	Н30. 1. 19	H30. 11. 21	R1. 9. 5	市長の判断は妥当	R1. 9. 18	答申どおり (棄却)

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立 年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
29-6		柳島スポーツ公園整備事業 P F I 事業者選定 委員会に係る次の文書 ・会議での委員の話し合いの録音データ ・会議での委員の話し合いの速記記録 ・議事録、摘録 ・委員会での採点結果表 ・各委員が採点を書き入れた原本	Н29. 11. 24	市長	一部公開 1号 不存在	Н30. 1. 19	Н30. 9. 3	R1. 7. 22	市長の判断は妥当	R1. 8. 14	答申どおり (棄却)
30-1	Н30. 3. 14	特定日付の記者会見であった、特定小学校におけるいじめ重大事態に関する以下の資料・平成28年3月から同10月までの間、当該学校が当該児童、当該学級児童全員、関係児童、当該学年教職員、ふれあい補助員に対して行った聞き取り調査記録、調査結果・学校のいじめ対策委員会の会議又は協議記録、議事録	H30. 4. 13 (延長)	教育委員会	非公開 1号 4号	Н30. 7. 13	H30. 9. 26		教育委員会の判断 は妥当	R2. 3. 31	答申どおり (棄却)

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立 年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
30-2	H30. 4. 18	・特に、   ・特の時等に、   ・特に、   ・特の時等に、   ・特の時等に、   ・特の時等をできた。   ・特の時等をできた。   ・特の時のできたの公園では、   ・特別では、   ・ を連ば者に   ・ いっな   ・ ないでは、   ・ ないががいます。   ・ ないでは、   ・ ないがいがいないがいないがいないがいないがいないがいないがいないがいないがいな	H30. 5. 29 (延長)	教育委員会	一部公開 1号 不存在	Н30. 8. 28	H30. 11. 22	2. 6. 17	教育委員会の判断 は妥当	R2. 7. 22	答申どおり (棄却)
2-1	R2. 12. 24	茅ヶ崎市職員措置請求に関する監査委員協議の 逐語録(特定日付のもの)	R3.1.5	監査委員	不存在	R3.3.9	R3.4.27	R3. 10. 1	監査委員の判断は 妥当	R3. 11. 1	答申どおり (棄却)
3-1	R3. 3. 30	特定日付に行われた特定自治会と茅ヶ崎市役所 安全対策課との協議の記録一切」	R3. 4. 13	市長	非公開 4号	R3.5.26	R3.7.27	R3. 11. 22	非公開とした部分 の一部公開が妥当	R3. 12. 14	答申どおり (一部公 開)
4-1	R4. 9. 12	平成29年度~令和2年度まちぢから協議会連絡 会市補助金決算書	R4. 9. 22	市長	不存在	R4.11.1	R4.12.8	R5. 3. 16	市長の判断は妥当	R5. 3. 29	答申どおり (棄却)

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立 年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
4-2	R4. 10. 11	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の平成29年度 〜令和3年度各年度毎の市補助金前期繰越金及 び翌期繰越金の金額と算出方法の分かる説明書 等の文書	R4. 10. 25	市長	不存在	R4.11.1	R4.12.8	R5. 3. 16	市長の判断は妥当	R5. 3. 29	答申どおり (棄却)
5-1	K4. 11. 25	茅ヶ崎市内特定地番の土地(特定法人所有)に関し、同所特定地番、同所特定地番及び同所特定 地番の土地が、建築基準法第42条第2項に定め る道路(いわゆる二項道路)の該当性につき、特 定法人が提出した文書及び御庁において作成さ れた文書の全て	R4. 12. 9	市長	一部公開 1号	R5.2.27	R5.4.19	R5.7.21	市長の判断は妥当	R6. 8. 1	答申どおり (棄却)
5-2	R5. 7. 11	市民ギャラリー(3、4、5階)の方針決定に至るまでの庁内での話し合い経緯の分かる文書すべて。(令和4年2月全協〜現在まで)	R5. 7. 25	市長	公開	R5.10.24	R5.12.1	R6.2.28	市長の判断は妥当	R6. 3. 6	答申どおり (棄却)
6-1	R6. 1. 15	法人Aの地域貢献施設について法人A、法人B、 法人C、地域貢献施設にあるカフェ、茅ヶ崎市の4 者について、相互に交わされた賃借に関する契 約書や協定書などすべて	R6. 1. 29	市長	不存在	R6.4.24	R6.6.12	R6.8.5	市長の判断は妥当	R6. 8. 19	答申どおり (棄却)
6-2	R6. 9. 18	茅ヶ崎市立小学校で発生した特定事案に関して、報道機関に回答した内容の作成経緯に係る一切の文書(電話応答のメモ、小学校と教育委員会のやりとり等を含む。)	R6. 10. 2	教育委員会	一部公開 1号 2号	R6.10.21	R6.12.27	R7.4.14	非公開とした部分 の一部公開が妥当	R7.4.28	答申どおり (一部公 開)

## (4) 情報提供の内容

## ア 有償刊行物の頒布の内訳

有償刊行物の名称	単価 (円)	冊数
茅ヶ崎市公共施設白書	500	2
茅ヶ崎市みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略	1,000	1
茅ヶ崎市総合計画	1,000	3
予算書 (R7年度)	2,000	6
決算書 (R5年度)	2,000	1
合 計		13

## イ 窓口での主な情報提供

課名	件 名	件数
市民課	住居表示台帳及び住居表示付番	12
<b>牧士</b> 弘而細	都市計画概要図の写しの交付	3, 244
都市計画課	まちづくり情報図の写しの交付	2, 727
	建築計画概要書の写しの交付	5, 042
建築指導課	指定道路図の写しの交付	2, 766
	建設リサイクル法台帳の写しの交付	17
下水道河川管理課	公共下水道台帳の写しの交付	8, 946
合 計		22, 754

工事設計書の情報提供	545

#### Ⅱ 個人情報保護制度のあらまし

#### 1 個人情報保護制度のしくみ

市では、茅ヶ崎市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)を平成8年10月に制定し運用してきましたが、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)が改正されたことにより旧個人情報保護条例を廃止し、令和5年4月からは個人情報保護法に基づく個人情報保護制度の運用を行っています。

この制度に基づいて市は個人情報を適切に取り扱い、また市の保有個人情報に対して開示請求、訂正請求又は利用停止請求がされた場合には適切に対応することとしています。

#### 2 個人情報保護制度の内容

#### (1) 個人情報保護法とは

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護していくために、事業者や行政機関等における個人情報の適正な取扱いのルールを定めた法律です。

#### (2) 個人情報保護法の目的

個人情報保護法は、デジタル社会の進展という状況下において、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守や個人情報の適切かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じ、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

#### (3) 開示、訂正及び利用停止

個人情報保護法は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みを設けており、何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができます。

#### (4) 費用負担

コピー代等実費を負担していただきます。 「例」コピー1面 10円(単色刷 A3まで)

#### (5) 審査請求

請求者は、実施機関の決定に不服がある場合は、審査請求ができます。救済機関である情報公開・個人情報保護審査会は、実施機関の決定が妥当だったかどうかを公平な立場で審査します。

#### (6) 情報公開・個人情報保護審議会

情報の公開に関する制度の改善及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するとともに、特定個人情報保護評価に関する規則の規定により実施機関の求めに応じて意見を述べる機関として「情報公開・個人情報保護審議会」が設置されています。

#### 3 個人情報保護制度の運用状況

#### (1) 個人情報保護法の施行状況調査に対する回答

市は、個人情報保護法第165条第1項の規定に基づき、令和6年度における同法の施行の状況について、個人情報保護委員会に対して次ページ以降の調査票のとおり回答しています。

「表紙」シート

## 令和6年度 個人情報保護法施行状況調査

## 調査票

(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人用) ※民間部門の規律が適用される地方独立行政法人を除く。

回答団体名	神奈川県茅ヶ崎市
担当課室 ※1	経営総務部行政総務課
法人番号 ※2	1000020142077

- ※1 担当者・連絡先等は記載しないでください。
- ※2 国税庁法人番号サイトにて確認願います。

## 個人情報保護委員会

「データ票」シート

## 水色の欄に半角数で記入。なお、黄色の欄は自動入力されるため記入は不要

4 伊し桂和コーノリのはい					*			
1 個人情報ファイルの状況	TC.	①個.	152	No.001				
			②要配慮個人	情報(病歴、犯歴等を含む個人情報)を含むファイル数	85	No.002		
		3特:	定個人情報(個	人番号をその内容に含む個人情報)ファイル数	50	No.003		
			④要配慮個人	情報を含むファイル数	43	No.004		
		⑤業	 務委託を実施し	53	No.005			
			⑥再委託を実	施したファイル数	8	No.006		
			⑦委託先·再到	委託先が外国の事業者であるファイル数	0	No.007		
2 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況	(1) 法第69条第1項に基づく場合(法令に 基づく目的外利用・提供)	①利	用目的以外の目	目的のために利用・提供した個人情報ファイル数	5	No.008		
	(2) 法第69条第2項に基づく場合			目的のために利用・提供した個人情報ファイル数 1号に基づく提供(本人同意又は本人への提供)は含まない	13	No.009		
★病院、診療所及び大学 の運営(法第58条第2項1 号該当業務)に関する個 人情報については12以降			② 法第69条第2 項各号の別 (複数該当あ	法第69条第2項第2号(内部利用)	12	No.010		
に記入する。			y)	法第69条第2項第3号(外部提供)	8	No.011		
				法第69条第2項第4号(公益等)	1	No.012		
	(3) 法第71条にいう外国にある第三者への提供	①外	国にある第三者	第三者に提供した個人情報ファイル数				
			② 根拠の別	法令に基づく場合	0	No.014		
				法第69条第2項第4号(公益等)に基づく場合	0	No.015		
3 仮名加工情報の保有が	· 铁況	①保:	有する仮名加工	情報を含むデータベース等の数	0	No.016		
4 行政機関等匿名加工情	<b>青報ファイルの状況</b>	①保	有する行政機関	等匿名加工情報ファイル数	0	No.017		
			②要配慮個人	情報を含む個人情報ファイルを加工して作成したファイル数	0	No.018		
			③業務委託を	実施したファイル数	0	No.019		
			④再	委託を実施したファイル数	0	No.020		
			⑤委	託先・再委託先が外国の事業者であるファイル数	0	No.021		
			⑥法第109条第	第2項第2号に基づき第三者に提供したファイル数	0	No.022		

5 行政機関等匿名加工情	<b>青報の提案募集の実施状況</b>	①提案	0	No.023			
		②提案(	②提案の件数				
			審査結果が		適合となった件数	0	No.025
					契約締結までに至った件数	0	No.026
					契約締結までに至らなかった件数	0	No.027
			=	審査が翌年	度に持ち越しとなった件数	0	No.028
			-		不適合となった件数	0	
6 匿名加工情報の保有物	<b></b>	①保有	①保有する匿名加工情報を含むデータベース等の数				No.030
	T						
7 開示請求の状況 ※法に基づく関示請求が	(1) 処理の状況	①受けん	①受け付けた件数				No.031
※法に基づく開示請求が 対象		②取りて	下げられ	た件数		0	No.032
1	(2) 決定等の状況	①開示》	決定等の	等の件数			
	ア 開示決定等		全部を	開示する決!	定	15	No.034
			③一部を[	定 	23	No.035	
		4	①不開示:	決定		5	No.036
		(5)	③(②及び	0	No.037		
	イ 全部又は一部不開示の理由	①「不開示	引示決定.	28	No.038		
			(	②不開示情	報に該当	23	No.039
		全	金部又は一部	③保有個人	情報の不存在	5	No.040
		不と由	下開示 こした理 日の内	④法の適用	除外	0	No.041
		診り	R(複数 _ 核当あ リ)	⑤存否応答	拒否	0	No.042
				⑥その他		0	No.043
	(3) 審査請求の状況	①審査	請求の件	マの件数			
		②前年度からの持越し件数					No.045

	3裁涉	の裁決により処理を終了した件数					
			④ 審議会等	審査請求の認容	0	No.047	
				審査請求の却下	0	No.048	
				その他	0	No.049	
		裁決の		審査請求の棄却	0	No.050	
		内訳	<b>⑤</b>	審査請求の認容	0	No.051	
			審議会等	審査請求の一部認容	0	No.052	
				その他	0	No.053	
				※審議会等答申と異なる裁決を行ったもの	0	No.054	
	⑥処理	⑥処理中(次年度に持ち越し)					
	<b>D取り下げられた件数</b>						

8 訂正請求の状況	(1) 処理の状況	①受(	ナ付けた	件数		0	No.057			
※法に基づく訂正請求が 対象		②取「	②取り下げられた件数							
	(2) 決定等の状況	<b>1)</b>	①訂正決定等の件数							
	ア 訂正決定等		②全部を訂正する決定							
			③一部を訂正する決定							
			④不訂1	E決定		0	No.062			
	イ 全部又は一部不訂正の理由	①「 <b>不</b>	①「不訂正決定」及び「一部を訂正する決定」の合計数(参考)							
				②行政機関の長	等の判断によるもの	0	No.064			
			全部又は一部不訂正とした理	③保有個人情報(	の不存在	0	No.065			
			由の内 訳(複数 該当あ り)	牧一の他の注合で特別の手続が完めたれていることによるもの		0	No.066			
				⑤その他		0	No.067			
(	(3) 審査請求の状況	①審	0	No.068						
		②前:	0	No.069						
		③裁;	決により気	処理を終了した件数		0	No.070			
					審査請求の認容	0	No.071			
				④ 審議会等に諮問 しないで裁決を 行ったもの	審査請求の却下	0	No.072			
					その他	0	No.073			
			裁決の		審査請求の棄却	0	No.074			
			内訳		審査請求の認容	0	No.075			
				⑤ 審議会等に諮問 して裁決を行った もの	審査請求の一部認容	0	No.076			
					その他	0	No.077			
					※審議会等答申と異なる裁決を行ったもの	0	No.078			
		⑥処3	理中(次年	<b>F度に持ち越し</b> )		0	No.079			
		⑦取□	り下げられ	た件数		0	No.080			

9 利用停止請求の状況	(1) 処理の状況	①受け	け付けた件数	ι	0	No.081		
※法に基づく利用停止請求が対象				不適正利用	0	No.082		
				不適正取得	0	No.083		
				法第61条第2項違反	0	No.084		
			( 複 請数 求該	法第69条第1項違反	0	No.085		
			請求の理由	法第69条第2項違反	0	No.086		
				法第71条第1項違反	0	No.087		
				番号法違反	0	No.088		
				その他	0	No.089		
		②取り下	リ下げられた	下げられた件数				
	(2) 決定等の状況	①利用	用停止決定等	0	No.091			
	ア 利用停止決定等		②全部を利用停止する決定 ③一部を利用停止する決定		0	No.092		
					0	No.093		
		-	④不利用停	止決定	0	No.094		
	イ 全部又は一部の不利用停止の理由	①「不	利用停止決	定」及び「一部を利用停止する決定」の合計数(参考)	0	No.095		
				行政機関の長等の判断によるもの	0	No.096		
		は- 不存」 たり の「 後	全部又 は一部 不利用 停止とし	保有個人情報の不存在	0	No.097		
			た理由	他の法令で特別の手続が定められていることによるもの	0	No.098		
				その他	0	No.099		

	(3) 審査請求の状況	①審査	0	No.100					
		②前年	②前年度からの持ち越し件数						
		3裁涉	やにより処	型理を終了した件数	,	0	No.102		
		Ī			審査請求の認容	0	No.103		
				④ 審議会等に諮問 しないで裁決を 行ったもの	審査請求の却下	0	No.104		
					その他	0	No.105		
			裁 決 の		審査請求の棄却	0	No.106		
			内訳		審査請求の認容	0	No.107		
				⑤ 審議会等に諮問 して裁決を行った もの	審査請求の一部認容	0	No.108		
					その他	0	No.109		
					※審議会等答申と異なる裁決を行ったもの	0	No.110		
		<b>⑥処</b> 理	0	No.111					
		⑦取り	0	No.112					
10 開示請求等に関する調		①調査	Ě対象期I	間中に新たに提訴	された事件数	0	No.113		
※法に関連して提訴された	訴訟が対象	2調1	查対象期I	間中に判決の言渡	しを受けた事件数	0	No.114		
			判裁	地方裁判所		0	No.115		
			決判 言所 皮訳	高等裁判所		0	No.116		
			Call	最高裁判所		0	No.117		
11 漏えい等事案に対する	損害賠償請求訴訟の状況	①調査	Ě対象期I	間中に新たに提訴	された事件数	0	No.118		
		②調査	E対象期I	間中に判決の言渡	しを受けた事件数	0	No.119		
			判裁 決判	地方裁判所		0	No.120		
			言所という。	高等裁判所			No.121		
				最高裁判所		0	No.122		

★病院、診療所及び大学の	の運営(法第58条第2項第1号該当業務)に関	関する個人情報の取扱	該当有なら「1」、無なら「0」→   いについて   ※No.123が「0」の場合、No.124~140は回答不要	1	No.123
12 個人情報の目的外利用・個人データの第三者提供の状況	(1) 法第18条第3項に基づく目的外利用	①目的外利用を行った個人情報を含む個人情報ファイルの数			No.124
	※法第18条第3項第5号又は第6号に基づ く目的外利用は対象外	② 法第18条第3 項各号の別 (複数該当あ	法第18条第3項第1号(個別の法令に基づく場合)	0	No.125
		9)	法第18条第3項第2号(人の生命等の保護)	0	No.126
			法第18条第3項第3号(公衆衛生等)	0	No.127
			法第18条第3項第4号(国の機関等への協力)	0	No.128
	(2) 法第27条第1項に基づく第三者提供 ※法第27条第1項第5号~第7号に基づく 第三者提供は対象外	①第三者提供した個		1	No.129
		② 根拠の別(複 数該当あり)	法第27条第1項第1号(個別の法令に基づく場合)	1	No.130
			法第27条第1項第2号(人の生命等の保護)	1	No.131
			法第27条第1項第3号(公衆衛生等)	1	No.132
			法第27条第1項第4号(国の機関等への協力)	0	No.133
	(3) 法第27条第5項第3号に基づく共同利 用	第5項第3号に基づく共同利 ①共同利用した個人データを含む個人情報ファイルの数		0	No.134
	(4) 法第28条にいう外国にある第三者へ の提供	①外国にある第三者に提供した個人データを含む個人情報ファイルの数		0	No.135
		② 根拠の別(複 雑回答あり)	法第27条第1項第1号	0	No.136
			法第27条第1項第2号	0	No.137
			法第27条第1項第3号	0	No.138
			法第27条第1項第4号	0	No.139
13 仮名加工情報データベース等の保有状況		①保有する仮名加工情報データベース等の数(法第41条に基づき自ら作成したもの)		0	No.140

本シートは都道府県及び政令指定都市を含む、全て

の団体が記入する。

付票2:安全管理措置等 「付票2」シート

#### I 保有個人情報の安全管理措置に関する規定の状況

#### 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合

- ●各調査項目につき、次の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)。
- a:団体全体で統一的な規定を定めている(bに該当する場合を除く。)。
- b:団体全体で統一的な規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。
- c:団体全体で統一的な規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。
- d:情報セキュリティポリシー等、個人情報の取扱規程以外のルールにおいて規定を定めている。※1
- e:規定整備不要(規定を定めないことに合理的な理由があるもの※2)
- f:規定を定めていない(規定を定めないことに合理的な理由がないもの)。
- g:その他
- ●各調査項目につき、上記で選択した回答内容に応じて記述欄に以下の事項を記入してください(記述式)。
- a~d:何も記入しないでください。
- e:規定整備不要と判断した理由について記入してください。
- f:定めていない理由について記入してください。
- g:「その他」の内容を記入してください。
- ※1 調査項目の内容について、個人情報の取扱規程では規定を定めていないものの、情報セキュリティポリシー等において規定を定めていれば「情報セキュリティポリシー等、個人情報の取扱規程以外のルールにおいて規定を定めている。」を選択してください(例・不正アクセス防止の対策を講じることを個人情報の取扱規程に定めていないが、情報セキュリティポリシーに定めている場合)。
- ※2 例えば、外国で保有個人情報を取り扱わないこととしているため、外的環境の把握に係る規定を定めていない場合や、保有個人情報を取り扱う情報システム室に該当するものがないため、情報システム室に係る規定を定めていない場合は、規定を定めていないことに合理的な理由があるとして「規定整備不要と選択した上で、記述欄に規定整備が不要と判断した理由を認入してください。
  なお、上窓のような理由がなく、業務を作場により規定を定めていない場合は「規定を定めていない、規定を定めないことに合理的な理由がないもの)。」を選択してください。

香号	開査項目	回答	影迹欄	記述攝影業項目	事務対応ガイド鉄当箇所
1	[組織的安全管理措置①] 総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指定並びにこれらの者の任 務に関する規定を定めていますか。	а		略 (上部記載のとおり)	4-8-2(1) 4-8-2(2) 4-8-2(3)
2	[組織的安全管理措置②] 保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況に係る記録(システムへの アクセスログの管理を除く。)に関する規定を定めていますか。	а		略(上部記載のとおり)	4-8-5(9)
3	[組織的安全管理措置③] 保有風人情報の漏えい等の事実若しば法や自組織内で整備されている保 存個人情報の激えいに係る規律に当定している事実又はこれらの事実の発生 のおそれを認識した場合の、総括保護管理者への報告体制に関する規定を定 めていますか。	а		路 (上部記載のとおり)	4-8-11(1) 4-8-11(3) 4-8-11(4)
4	[組織的安全管理措置④] 保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つための方法(誤りの訂正を含むが、これに限らない。)に関する規定を定めていますか。			路(上部記載のとおり)	4-2-4 4-8-5(5) 4-8-6(16)
5	[人的安全管理措置①(担当者向け研修の実施)] 保有個人情報の取扱いに従事する者(派遣労働者を含む。)に対する、保有個人情報の取扱いに公いて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他の教育研修に関する規定を定めていますか。	а		路(上部記載のとおり)	4-8-3(1)
6	[人的安全管理措置②(システム管理者向け研修の実施)] 保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員 に対する、保有個人情報の適切な管理のため情報システムの管理、運用及 びセキュリティ対策に関する教育研修に関する規定を定めていますか。	а		路(上部記載のとおり)	4-8-3(2)
7	[人的安全管理措置③(保護管理者等向け研修の実施)] 保護管理者及び保護担当者に対する、課室等の現場における保有個人情報 の適切な管理のための教育研修の定期的な実施に関する規定を定めていま すか。	œ		路(上部記載のとおり)	4-8-3(3)
8	【人的安全管理措置(A)(研修参加機会の確保)】 No.5から7までの研修につき、参加の機会を付与する等の必要な措置に関す る規定を定めていますか。	а		路(上部記載のとおり)	4-8-3(4)
9	【外的環境の把握】 保有個人情報が外国で取り扱われる場合に関する規定を定めていますか。	а		略(上部記載のとおり)	4-8-5(10)
10	【物理的安全管理措置①(送付及び特出しの方法)】 保有個人情報が記載 記録された書類・媒体等の外部への送付又は持出し に関する規定を定めていますか。	а		路(上部記載のとおり)	4-8-5(4) 4-8-5(6)
11	【物理的安全管理措置②(削除及び廃棄)】 保有個人情報の削除以は保有個人情報が含まれる機器若Lくは媒体の廃棄 に関する規定を定めていますか。	а		略(上部記載のとおり)	4-8-5(8)
12	【物理的安全管理措置③(端末の持出し・持込みの管理)】 保有個人情報を取り扱う職員による端末の外部への持出し又は外部からの 持込みに関する規定を定めていますか。	а		略(上部記載のとおり)	4-8-6 (14)
13	【物理的安全管理措置④(紛失・盗難の防止)】 保有個人情報を取り扱う情報システム端末の盗難又は紛失等を防止するための措置に関する規定を定めていますか。	a		略 (上部記載のとおり)	4-8-6 (13)
			34		

14	【物理的安全管理措置⑤(誤送信・誤送付、誤交付、ウェブサイト等への誤掲載の防止】 保存個人情報が記載されている書類等の誤送信・誤送付、誤交付及びウェブサイト等への誤掲載を防止するための措置に関する規定を定めていますか。	a	略(上部記載のとおり)	4-8-5(7)
15	【物理的安全管理措置⑥(情報システムへの接続制限)】 USBメモリや携帯電話等記録機能を有する電子媒体等の情報システム端末 への接続を制限する措置に関する規定を定めていますか。	a	略(上部記載のとおり)	4-8-6(11)
16	【物理的安全管理措置⑦(情報システム室等の管理)】 【情報システム室等や保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設等 における、入退の管理、部外者の立入時の手続、外部電磁記録媒体の持込 み、利用又は持ち出し等に関する規定を定めていますか。	a	路(上部記載のとおり)	4-8-7(1) 4-8-7(3)
17	【物理的安全管理措置®(情報システム室等への侵入防止)】 情報システム室等について外部からの不正な侵入に備えた措置に関する規 定を定めていますか。	а	略(上部記載のとおり)	4-8-7(4)
18	【技術的安全管理措置①(情報システムの管理)】 保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について、そ の保管、複製、廃棄等に関する規定を定めていますか。	а	略(上部記載のとおり)	4-8-6(18)
19	【技術的安全管理措置②(アクセス制限)】 情報システムを使用した保有個人情報を利用する事務について、アクセス権 限を付与する職員の範囲や権限の内容に関する規定を定めていますか。	a	路(上部記載のとおり)	4-8-5(1)
20	【技術的安全管理措置③(アクセスログの管理)】 保有個人情報を取り扱う情報システムに係る、アクセスログの取得、保管及 び定期的な分析に関する規定を定めていますか。	а	路(上部記載のとおり)	4-8-6(3)
21	【技術的安全管理措置④(認証機能の整備)】 保有個、情報を取り扱う情報システムへのアクセスに必要な認証方法につき、その管理に関する規定(例、バスワードによる認証を行っている場合にはバスワードの設定方法に関するルール)を定めていますか。	а	路(上部記載のとおり)	4-8-6(2)
22	【技術的安全管理措置⑤(常時監視機能の整備)】 秘匿性や情報量等に照らし特に重要・判断される保有個人情報を取り扱う情 輸システムについて、アウセス状況を常時監視する機能の設定や当該設定の 定期的な見直しを行う等の措置に関する規定を定めていますか。	а	路(上部記載のとおり)	4-8-6(5)
23	【技術的安全管理措置⑤(不正アクセス)】 保有個人情報を取り扱う情報システムにつき、ファイアウォールの設定等、外 節からの不正アクセスを防止するための対策に関する規定を定めていますか。	а	略 (上部記載のとおり)	4-8-6(7)
24	【技術的安全管理措置⑦(不正プログラム)】 不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため の対策に関する規定を定めていますか。	а	路(上部記載のとおり)	4-8-6(8)
25	[委託先の監督①(委託先の選定)] 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託先の選定 方法や選定基準に関する規定を定めていますか。	а	略(上部記載のとおり)	4-8-9(1)
26	【委託先の監督②(書面による確認)】 保有個、情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託契約で定めるべき内容や委託先から取得すべき書類等に関する規定を定めていますか。	a	路(上部記載のとおり)	4-8-9(1)
27	【委託先の監督③(取扱状況の確認》】 【条有個、情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、その取扱状況 を年1回以上の実地検査により確認する等、その実態を職員が確認することに 関する規定を定めていますか。	а	路(上部記載のとおり)	4-8-9(3)
28	【委託先の監督④(委託事項の決定方法)】 保有個人情報の取扱いに係る外部への委託について、委託の要否の判断や 委託先に取り扱わせる保有個人情報の範囲等に関する規定はありますか。	а	路(上部記載のとおり)	4-8-9(2) 4-8-9(6)
29	【委託先の監督⑤(再委託の許諾手続)】 保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、再委託を行う 場合の制限に関する規定を定めていますか。	а	路(上部記載のとおり)	4-8-9(4)

- 取査・自己点検の状況

   ●各調査項目につき、各調査項目欄記載の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)。
   ●各調査項目につき、各回答に応じた「記述欄記載項目」欄記載の事項を記述欄に記入してください(記述式)。

書号	●各調査項目につき、各回答に応じた「記述欄記載項目」欄記載の事項を記述 <b>園査項目</b>	回答	記述機	記述欄記載項目	事務対応ガイド対応箇所
30	保有個人情報の取扱状況について、監査担当部署による監査に関する規定を定めていますか。 (次の選択肢から回答してください。) a: 団体全体で統一的な規定を定めている(bに該当する場合を除く。)。 b: 団体全体で統一的な規定を定めている(bに該当する場合を除く。)。 b: 団体全体で統一的な規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。 c: 団体全体で統一的な規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。 d: 情報セキュリティポリシー等、個人情報の取扱規程以外のルールにおいて規定を定めている。 e: 規定整備定要、規定を定めないことに合理的な理由があるもの) f: 規定を定めていない(規定を定めないことに合理的な理由があるもの) f: 規定を定めていない(規定を定めないことに合理的な理由がないもの)。 g: その他	a		a~d:何も記入しないでください。 e・規定整備不要と判断した理由について記入してください。 f・定変していない理由について記入してください。 g:「その他」の内容を記入してください。	4-8-12(1)
31	(№.30で規定を定めていないと回答した場合も回答してください。) 調査対象期間中に実施した監査により、改善すべきであると認められる事項 はありましたか。 (次の選択的から「回答(ださい。) a、改善すべき事項が認められた。 b:改善すべき事項は認められなかった。 c:調査対象期間中に監査を実施しなかった。	a		a. b·何も記入しないでください。 c: 実施できなかった増出を記入してください。	4-8-12(3)
32	(Ma31でaと回答した場合のみ回答してください。)	a		a:何も記入しないでください。 b:見直しができていない事項につき、見直しができていない理由を記入してください。 c:見直しを実施していない理由を記入してください。	4-8-12(3)
33	保有個人情報の取扱状況について、自己点検に関する規定を定めていますか。 (次の選択肢から回答してください。) a: 団体全体で統一的な規定を定めている(bに該当する場合を除く。)。 b: 団体全体で統一的な規定を定めている(bに該当する場合を除く。)。 b: 団体全体で統一的な規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。 c: 団体全体で動一的な規定は変めている。 d: 情報やコンリフィポリンー等、個人情報の取扱規程以外のルールにおいて規定を定めている。 ・規定整備定義規定を定めている。 ・規定整備定義規定を定めないことに合理的な理由があるもの) f: 規定を定めていない(規定を定めないことに合理的な理由がないもの)。 g: その他	a		a~d:何も記入しないでください。 e:規定整備不要と判断した理由について記入してください。 f:定変していない理由について記入してください。 g:「その他」の内容を記入してください。	4-8-12(2)
34	(Ma33で規定を定めていないと回答した場合も回答してください。) 調査対象期間中に実施した自己点検により、改善すべきであると認められる 事項はありましたか。 (次の選択肢から回答してください。) 。改善すべき事項が認められた。 b、改善すべき事項は認められなかった。 c.調査対象期間中に自己点検を実施しなかった。	а		a. b. 何も記入しないでください。 c. 実施できなかった理由を記入してください。	4-8-12(3)
35	(Ma34でaと回答した場合のみ回答してください。) 改善すべき事項が認められた部署等において、保有個人情報の取扱いの見 直しは実施されましたか。 (次の選択肢からご回答してください。) a:全ての事項について見直しを実施した。 b:一部の事項について見直しを実施したが、見直しができていない事項がある。 c:全く見直しを実施していない。	a		a:何も記入しないでください。 b: 見直しができていない準項につき、見直しができていない理由を記入してください。 c: 見直しを実施していない理由を記入してください。	4-8-12(3)

#### Ⅲ 個人情報ファイル簿の公表状況(「データ票」シートのNa.001が「0」の場合は記入しないでください。)

- ●公表方法につき、選択肢から回答欄に入力してください(選択式)。
- ●「公表場所、公表URL、公表していない理由等」につき、公表方法に応じた内容を記述欄に記入してください(記述式)。
- ●公表が必要な個人情報ファイルを保有しているにも関わらず個人情報ファイル簿を公表していない場合、「公表していない」を選択の上、公表していない理由を記入してください。

公表方法(選択式)	公表場所、公表URL、公表してい ない理由等(配述式)
ウェブサイト	https://www.city.chigasaki.kanagawa.j p/jyohokokai/1009358/1051989.html

### Ⅳ 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施状況(提案募集を実施していない場合又は提案募集を実施したが提案が無かった場合は配入不要)

提案の対象となった 個人情報ファイルの名称	提案を行った者の名称	含まれる記録項目	管理を担当する 組織の名称

#### ▼ 利用目的の特定について(一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人は回答不要)

個人情報保護法第61条第1項において、行政機関等は保有個人情報の利用目的をできる限り特定しなければならないとされています。 各団体の個人情報保護担当部署は、各部署に対して保有個人情報の利用目的を特定することについて、どのような方法で周知等しているか、下記の選択肢から該当するものを選択してください(複数選択可)。 なお、首長部局と教育委員会の個人情報保護担当部署で対応が異なる等、一律に回答できない場合は、首長部局の個人情報保護担当部署における対応を回答してください。

該当するものに「〇」を入力	選択技
0	①規程等で利用目的を特定することを定めている(規程等に利用目的の特定に係る規定を設けて、その手続き等を定めている場合 等)。
0	②実務担当者向けの事務マニュアル等で利用目的を特定することを定めている(実務担当者向けの事務マニュアル等で利用目的の特定に係る規定を設けて、その手続き等を示している場合 等)。
0	③保有個人情報の記録項目や利用目的等を記載した台帳等を各部署において作成するよう求めており、当該台帳等に利用目的を記載させることとしている(「台帳等」には個人情報ファイル簿を含むがこれに限らず、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを対象とした台帳も含む。)。
0	④各部署が保有している個人情報の項目等を個人情報保護担当部署に報告するよう求めており、その際に利用目的も報告させている(個人情報ファイル簿の作成・公表対象となる個人情報ファイルの情報だけでなく。本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルの情報を報告対象としている場合を含む。)。
o	(5)事務連絡文書等で利用目的の特定が必要な旨を伝達している(個人情報保護担当部署が自ら作成した文書だけでなく、個人情報保護委員会が各団体に送付した文書を各部署に展開する場合や、組織内のイントラに注意事項を掲載する場合を含む)。
	⑥利用目的の特定が必要な旨は伝達していないものの、個人情報保護法や個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)等に基づき、個人情報の取扱い全般について適切に行うよう。各部署に伝達している。
0	⑦個人情報に係る研修において利用目的の特定が必要なことを伝達している(各団体が自ら行う研修に限らず、外部講師の行う研修も含む。)。 
	<ul><li>⑧その他(①~⑦以外の対応をしている場合、右欄にその内容を記入。)</li></ul>
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

付票3:安全管理措置等(病院、診療所及び大学の運営(法第58条第2項第1号該当業務)のみ)

「付票3」シート

本シートは病院、診療所及び大学の運営

ている団体のみ記入する。

(法第58条第2項第1号該当業務)を行っ

#### I 個人データの安全管理措置に関する規定の状況

#### 一部事務組合及び広域連合以外の団体の場合

- ●各調査項目につき、次の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)。
  - a:団体全体で統一的な規定を定めている(bに該当する場合を除く。)。
  - b:団体全体で統一的な規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。
  - c:団体全体で統一的な規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。
  - d:情報セキュリティポリシー等、個人情報の取扱規程以外のルールにおいて規定を定めている。※1
  - e:規定整備不要(規定を定めないことに合理的な理由があるもの※2)
- f: 規定を定めていない(規定を定めないことに合理的な理由がないもの)。
- g:その他
- ●各調査項目につき、上記で選択した回答内容に応じて記述欄に以下の事項を記入してください(記述式)。
  - a~d:何も記入しないでください。
  - e:規定整備不要と判断した理由について記入してください。
  - f:定めていない理由について記入してください。
  - g:「その他」の内容を記入してください。
- ※1 調査項目の内容について、個人情報の取扱規程では規定を定めていないものの、情報セキュリティポリシー等において規定を定めていれば「情報セキュリティポリシー等、個人情報の取扱規程以外のルールにおいて規定を定めている。」を選択してください(例:不正アクセス防止の対策を講じることを個人情報の取扱規程に定めていないが、情報セキュリティポリシーに定めている場合)。
- ※2 例えば、外国で保有個人情報を取り扱わないこととしているため、外的環境の把握に係る規定を定めていない場合や、保有個人情報を取り扱う情報システム室に該当するものがないため、情報システム室に係る規定を定めていない場合は、規定を定めていないことに合理的な理由があるとして「規定整備不要」を選択した上で、記述欄に規定整備が不要と判断した理由を記入してください。 なお、上記のような理由がなく、業務多忙等により規定を定めていない場合は「規定を定めていない(規定を定めないことに合理的な理由がないもの)。」を選択してください。

番号	調査項目	回答	製造機	記述欄記載項目	ガイドライン(通則編) 該当箇所
1	[組織的安全管理措置①] 個人データの取扱いに関する責任者及び従業者の指定並びにこれらの者の責任及び役割を明確化した規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-3(1)
2	【組織的安全管理措置②】 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況等、個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況等、個人データの取状況に係る記録(システムへのアクセスログの管理を除く。)に関する規定を定めていますか。	ь		略(上部記載のとおり)	10-3(2)
3	【組織的安全管理措置③】 個人データの漏えい等事業の発生若しくは法や自組織内で整備されている個人 データの取扱いに係る規律に違反している事実又はこれらの事実の発生のおそれを認識した場合の、責任者への報告体制に関する規定を定めていますか。	a		略(上部記載のとおり)	10-3(1) 10-3(4)
4	【人的安全管理措置①(担当者向け研修の実施)】 個人データの取扱いに関する留意事項に係る従業者に対する定期的な教育研修に関する規定を定めていますか。	ь		略(上部記載のとおり)	10-4
5	[人的安全管理措置②(就業規則等への記載)] 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等で定めていますか。	ь		略(上部記載のとおり)	10-4
6	【外的環境の把握】 個人データが外国で取り扱われる場合に関する規定を定めていますか。	а		略(上部記載のとおり)	10-7
7	【物理的安全管理措置①(送付及び持出しの方法)】 個人データが記載、記録された書類、媒体等の外部への送付又は持出しに関する規定を定めていますか。	ь		略(上部記載のとおり)	10-5(3)
8	【物理的安全管理措置②(削除及び廃棄)】 個人データの削除又は個人データが含まれる機器若しくは媒体の廃棄に関する 規定を定めていますか。	ь		略(上部記載のとおり)	10-5(4)
9	【物理的安全管理措置③(管理区域の管理)】 個人情報データペース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報 システムを管理する区域について、入退室管理や機器の持込みに関する規定を 定めていますか。	ь		略(上部記載のとおり)	10-5(1)
10	【物理的安全管理措置(④(紛失・盗難の防止)】 個人データを取り扱う機器の紛失又は盗難等を防止するための措置に関する 規定を定めていますか。	b		略(上部記載のとおり)	10-5(2)
11	【技術的安全管理措置①(アクセス制限)】 個人情報データベース等について、取り扱うことのできる情報システムの限定 や、従業員へのアクセス権限の付与に関する規定を定めていますか。	Ь		略(上部記載のとおり)	10-6(1)

12	【技術的安全管理措置②(アクセスログの管理)】 個人情報データペース等について、アクセスログの取得、保管及び定期的な分析に関する規定を定めていますか。	b	略(上部記載のとおり)	10-6(3)
13	【技術的安全管理措置③(認証機能の整備)】 個人情報データベース等へのアクセスに必要な認証方法につき、その管理に関 する規定(例、バスワードに必認証を行っている場合にはバスワードの設定方法 に関するルール)を定めていますか。	Ь	略(上部記載のとおり)	10-6(2)
	【技術的安全管理措置④(不正アクセス)】 個人データを取り扱う情報システムにつき、ファイアウォールの設定等、外部からの不正アクセスを防止するための対策に関する規定を定めていますか。	b	略(上部記載のとおり)	10-6(3)
15	【技術的安全管理措置⑤(不正プログラム)】 セキュリティ対策ソフトウェア等の導入等、不正ソフトウェアによる個人データの 漏えい、滅失又は投損の防止のための対策に関する規定を定めていますか。	b	略(上部記載のとおり)	10-6(3)
16	【委託先の監督①(委託先の選定)】 個人データの取扱いに係る業務の外部への委託について、委託先の選定方法 や選定基準に関する規定を定めていますか。	b	略(上部記載のとおり)	3-4-4(1)
17	【委託先の監督②(取扱状況の確認)】 個人データの取扱いに係る業務の外部への委託について、その取扱状況を確認することに関する規定を定めていますか。	b	略(上部記載のとおり)	3-4-4(3)
18	【委託先の監督③(再委託の許諾手練)】 個人データの取扱いに係る業務の外部への委託について、再委託を行う場合 の条件に関する規定を定めていますか。	b	略(上部記載のとおり)	3-4-4(3)

#### Ⅱ 監査・自己点検の状況

- ◆各調査項目につき、各調査項目欄記載の選択肢から回答を選んで回答欄に入力してください(選択式)。◆各調査項目につき、各回答に応じた「記述欄記載項目」欄記載の事項を記述欄に記入してください(記述式)。

番号	調査項目	回答	記述欄	記述欄記載項目	ガイドライン(通則機) 該当箇所
19	個人データの取扱状況について、監査担当部署による監査に関する規定を定めていますか。 (次の選択肢からご回答ぐださい。) a: 固体全体で統一的な規定を定めている(bに該当する場合を除く。)。 b: 団体全体で統一的な規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や細則を定めている。 c: 団体全体で統一的な規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。 d: 情報セキュリティポリシー等、個人情報の取扱規程以外のルールにおいて規定を定めている。 e: 規定整備不要(規定を定めないことに合理的な理由があるもの) f: 規定を定めていない(規定を定めないことに合理的な理由がないもの)。 g: その他	а		a~d:何も記入しないでください。 e:規定整備不要と判断した理由について 記入してください。 f:定めていない理由について記入してください。 g:「その他」の内容を記入してください。	10-3(5)
20	(Mn19で規定を定めていないと回答した場合も回答してください。) 調査対象期間中に実施した監査により、改善すべきであると認められる事項はありましたか。 (次の選択肢からご回答ください。) a:改善すべき事項が認められた。 b:改善すべき事項は認められなかった。 c:調査対象期間中に監査も自己点検も実施しなかった。	a		a、b・何も記載しないでください。 c:実施できなかった理由を記載してください。	10-3(5)
21	(Ma20でaと回答した場合のみご回答ください。) 改善すべき事項が認められた部署等において、個人データの取扱いの見直し は実施されましたか。 (次の選択肢からご回答ください。) a:全ての事項について見直しを実施したが、見直しができていない事項があ る。 c:全く見直しを実施していない。	a		a:何も記載しないでください。 b:見直しができていない事項につき、見直 しができていない理由を記載してください。 c:見直しを実施していない理由を記載して ください。	10-3(5)
22	個人データの取扱状況について、自己点検に関する規定を定めていますか。 (次の選択肢から回答してください。) a: 団体全体で統一的な規定を定めている(bに該当する場合を除く。)。 b: 団体全体で統一的な規定を定め、さらに各執行機関、各部署や出先機関等において上乗せ規定や機則を定めている。 c: 団体全体で統一的な規定は定めていないが、各執行機関、各部署や出先機関等において規定を定めている。 d: 情報セキュリティポリシー等。個人情報の取扱規程以外のルールにおいて規定を定めている。 e: 規定整備不要(規定を定めないことに合理的な理由があるもの) f: 規定を定めていない(規定を定めないことに合理的な理由がないもの)。 g: その他	a		a~d:何も記入しないでください。 e:規定整備不要と判断した理由について 記入してください。 f:定めていない理由について記入してください。 g:「その他」の内容を記入してください。	10-3(5)
23	(Mo.22で規定を定めていないと回答した場合も回答してください。) 調査対象期間中に実施した自己点検により、改善すべきであると認められる事項はありましたか。 (次の選択飲めらご回答ください。) a: 改善すべき事項が認められた。 b: 改善すべき事項が認められなかった。 c: 調査対象期間中に自己点検を実施しなかった。	à		a、b・何も記載しないでください。 c:実施できなかった理由を記載してくださ い。	10-3(5)
24	(No.23でaと回答した場合のみご回答ください。) 改善すべき事項が認められた部署等において、個人データの取扱いの見直し は実施されましたか。 (次の選択肢からご回答ください。) a:全ての事項について見直しを実施した。 b:一部の事項については見直しを実施したが、見直しができていない事項がある。 c:全く見直しを実施していない。	a		a:何も記載しないでください。 b:見直しができていない事項につき、見直 しができていない理由を記載してください。 で、見直しを実施していない理由を記載して ください。	10-3(5)

## (2) 開示請求に対する処理の状況

ア 決定内容の内訳 (5年間の推移)

(単位:件)

年度	請求	開示	一部開示	不開示	その他
令和2年度	51	39	7	5	-
令和3年度	46	26	16	4	-
令和4年度	46	27	13	6	ı
令和5年度	27	9	13	5	-
令和6年度	43	15	23	5	_

<sup>※</sup> 文書不存在は、不開示に含まれています。

# イ 一部不開示情報の内訳

法第78条	不開示情報	件数
1号	請求者の生命、健康、生活又は財産を害する情報	ı
2号	請求者以外の個人に関する情報	22
3号	法人等に関する情報	3
4号	国の安全等に関する情報	_
5 号	公共の安全等に関する情報	_
6 号	審議、検討等に関する情報	-
7号	事務又は事業に関する情報	6
_	一部不存在	1

<sup>※</sup> 複数の不開示情報の項目に該当することがあるため、一部開示の件数とは一致しません。

# ウ 不開示情報の内訳

法第78条	不開示情報	件	数
1号	請求者の生命、健康、生活又は財産を害する情報		1
2 号	請求者以外の個人に関する情報		1
3号	法人等に関する情報		1
4 号	国の安全等に関する情報		-
5 号	公共の安全等に関する情報		1
6 号	審議、検討等に関する情報		1
7号	事務又は事業に関する情報		1
-	不存在		5
-	請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項の記載に不備		

### (3) 開示請求の一覧

No.	請求日	請求の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
1	R6. 4. 12	短期入所していた介護施設より茅ヶ崎市に提出された 事故報告書	介護保険課	開示	-	R6. 4. 17
2	R6. 4. 12	女性のための相談室に相談をした記録	多様性社会推進課	一部	7号	R6. 4. 22
3	R6. 4. 11	生活支援課に相談をした記録	地域福祉課	一部	2号	R6. 4. 23
4	R6. 4. 16	こども育成相談課に相談をした記録	こども育成相談 課	開示	-	R6. 4. 24
5	R6. 5. 13	転倒事故に係る道路管理課が保険会社に提出した報告 書	道路管理課	開示	-	R6. 5. 27
6	R6. 5. 17	診療報酬明細書	生活支援課	一部	2号3号7号	R6. 5. 31
7	R6. 6. 3	転倒事故に係る道路管理課が保険会社に提出し、報告 を受けたメール	道路管理課	一部	2号3号	R6. 6. 14
8	R6. 6. 7	所有する家屋と借りている土地に対する苦情・相談に 対する対応記録	都市政策課	一部	2号	R6. 6. 20
9	R6. 6. 7	所有する家屋と借りている土地に対する苦情・相談に 対する対応記録	環境保全課	開示	-	R6. 6. 21
10	R6. 6. 18	敷地の雑草や樹木に関する文書	環境保全課	開示	-	R6. 6. 21
11	R6. 7. 30	健康増進課に対して相談をした記録	こども育成相談 課	一部	2号	R6. 8. 9
12	R6. 7. 30	家庭児童相談室に相談をした記録	こども育成相談 課	開示	-	R6. 8. 9
13	R6. 7. 31	<ul><li>・赤ちゃん訪問記録</li><li>・健康診査</li><li>・7か月育児相談</li><li>・相談記録</li></ul>	こども育成相談 課	一部	2号 7号	R3. 8. 9
14	R6. 7. 30	女性のための相談室で面談相談をした記録	多様性社会推進 課	一部	2号	R6. 8. 7
15	R6. 8. 23	賠償金支払いに係る文書	収納課	一部	2号	R6. 9. 5
16	R6. 8. 26	住民票の写し等の請求書、戸籍証明書等の請求書	市民課	一部	2号3号	R6. 9. 9
17	R6. 9. 2	いじめ防止対策調査会が答申する証拠資料とした資料	教育指導課	一部	2号	R6. 9. 17
18	R6. 9. 18	公益通報者に係る調査・報告に関する資料一式	地域保健課	不開示	不存在	R6. 9. 24
19	R6. 9. 30	課税証明書申請書類および付随資料一式	市民税課	不開示	不存在	R6. 10. 1
20	R6. 9. 17	住民票の写し等の請求書、戸籍証明書等の請求書	市民課	一部	2号	R6. 9. 30
21	R6. 9. 17	住民票の写し等の請求書、戸籍証明書等の請求書	市民課	一部	2号	R6. 9. 30

No.	請求日	請求の内容	所管課	決定内容	該当	決定日
22	R6. 9. 27	印鑑証明の証明交付申請書	市民課	開示	ı	R6. 10. 3
23	R6. 10. 3	いじめ防止対策調査委員会議録の関係児童への聴き取り調査の記載部分	学校教育指導課	開示	ı	R6. 10. 16
24	R6. 10. 15	住民票の写し等の請求書	市民課	不開示	不存在	R6. 10. 21
25	R6. 10. 15	いじめ防止対策調査会会議録の児童の聞き取り調査の 記載部分	学校教育指導課	開示	-	R6. 10. 29
26	R6. 10. 23	住民票の写し等の請求書	市民課	不開示	不存在	R6. 11. 1
27	R6. 10. 31	こころの健康相談会に相談をした相談記録	保健予防課	一部	2号7号	R6. 11. 12
28	R6. 10. 31	家庭児童相談室に相談をした記録	こども育成相談 課	開示	1	R6. 11. 12
29	R6. 10. 31	女性のための相談室及び法律相談に相談をした記録	多様性社会推進課	一部	2号	R6. 11. 12
30	R6. 10. 31	子育て支援センターに相談をした相談記録	こども育成相談 課	一部	2号	R6. 11. 14
31	R6. 10. 2	いじめ防止対策調査会が答申する証拠資料とした資料	学校教育指導課	一部	2号 7号	R6. 11. 15
32	R6. 11. 6	こども育成相談課に相談をした記録	こども政策課	開示	-	R6. 11. 19
33	R6. 11. 6	女性相談室に相談をした記録	多様性社会推進課	一部	2号	R6. 11. 19
34	R6. 11. 6	保健予防課に相談をした記録	保健予防課	一部	2号	R6. 11. 19
35	R6. 11. 25	いじめ防止対策調査会会議録の関係児童への聞き取り 調査の記載部分	学校教育指導課	開示	-	R6. 11. 28
36	R6. 11. 25	女性のための相談室に対して面談に相談をした記録	多様性社会推進 課	一部	2号	R6. 11. 28
37	R6. 12. 5	教育センターにに相談をした記録	教育センター	一部	2号	R6. 12. 10
38	R6. 12. 24	印鑑登録証明書の証明交付申請書	市民課	開示	-	R6. 12. 25
39	R6. 12. 23	精神障害者保健福祉手帳交付等申請(届出)書に添付した診断書	障がい福祉課	開示	-	R7. 1. 9
40	R7. 2. 26	精神障害者保健福祉手帳交付等申請(届出)書に添付した診断書	障がい福祉課	開示	-	R7. 2. 27
41	R7. 3. 1	住民記録システムで参照した情報	デジタル推進課	一部	2号7号	R7. 3. 13
42	R7. 3. 6	住民票の写し等の請求書、戸籍証明書等の請求書及び 上記期間において戸籍システムで検索した履歴	市民課	一部	2号 不存在	R7. 3. 17
43	R7. 3. 18	戸籍証明書等の請求書	市民課	不開示	不存在	R7. 3. 27

# (4) 不服申立の処理状況

(単位:件)

年 度	請求	決定	取下げ
平成19年度	2	2	-
平成20年度	_	_	-
平成21年度	_	_	_
平成22年度	_	_	_
平成23年度	_	_	_
平成24年度	_	_	_
平成25年度	1	_	-
平成26年度	_	1	_
平成27年度	-	_	-
平成28年度	_	_	-
平成29年度	_	_	-
平成30年度	_	_	-
令和元年度	_	_	-
令和2年度	-	_	-
令和3年度	_	_	_
令和4年度	-	_	-
令和5年度	_	_	-
令和6年度	_	_	_
合 計	3	3	_

<sup>※</sup> 平成18年度まで不服申立は提起されていません。

### 不服申立の内容

年度	請求年月日	不服申立の内容	決定	実施機関	原処分	不服申立 年月日	諮問年月日	答申年月日	審査会の判断	裁決年月日	裁決内容
19-1	H19. 4. 25	学校事故報告書	不開示	教育委員会	不存在	Н19. 7. 3	H19. 7. 13	H19. 9. 19	教育委員会の判断 は妥当	H19. 10. 18	答申どおり (棄却)
19-2		H19.9.4付文書中の記載事項(血 圧)の訂正	不訂正	市長	不訂正	H19. 11. 14	H19. 11. 20	H19. 12. 18	市長の判断は妥当	H19. 12. 28	答申どおり (棄却)
25-1	H25. 11. 18	印鑑登録に係る茅ヶ崎市が保有 している記録(印鑑登録申請 書、印鑑登録廃止申請書、印鑑 登録証亡失等届出書及び印鑑登 録原票)	不開示	市長	不存在 7号	Н26. 2. 3	H26. 2. 17	Н26. 11. 28	不開示とした部分 の一部開示が妥当	H26. 12. 25	答申どおり (一部開 示)